

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38

能勢町過疎地域持続的発展計画 【案】

令和 8 年度～令和 12 年度
能勢町

目次

1		
2	1	基本的な事項 1
3	2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 10
4	3	産業の振興 13
5	4	地域における情報化 18
6	5	交通施設の整備、交通手段の確保 20
7	6	生活環境の整備 23
8	7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 27
9	8	医療の確保 31
10	9	教育の振興 33
11	10	集落の整備 37
12	11	地域文化の振興等 39
13	12	再生可能エネルギーの利用促進 41
14	13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項 43

15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

1 基本的な事項

(1) 能勢町の概況

① 市町村の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は大阪府、京都府、兵庫県の結節点にあり、大阪府豊能町、兵庫県川西市、猪名川町、丹波篠山市、京都府南丹市、亀岡市に接する面積 98.75 ㎢の町である。

総面積のうち山林が約 78%、耕地が約 10%、宅地等が約 12%となっており、平成 3 年には都市計画区域の指定、平成 7 年には市街化区域と市街化調整区域の区域区分を決定し、今日まで美しい農村風景が維持されてきた。

地形は、標高が約 200m から 800m で、深山 (791m) に代表される山地で四周を囲まれた盆地で、平坦地に田畑が分布している。水系は猪名川水系に属し、一部は武庫川水系 (天王)、保津川水系 (杉原) である。

気温は能勢気象観測所による平年値を見ると年平均気温 13.8℃、年平均日照時間 1784.5 時間、年平均降水量 1483.1mm でやや内陸性の気象で冬季に多少の降雪がある。

交通条件は鉄道がないものの、道路交通網の整備が進み、南北方向の国道 173 号及び 477 号、東西方向の主要地方道茨木能勢線の 3 路線が広域幹線道路を形成し、DID 都市 (人口集中地区、国勢調査で設定する統計上の地区) の池田市へは自動車です約 30 分、大阪市や京都市など京阪神の都市圏へはそれぞれ約 1 時間であり、大都市の近郊に位置している。

② 市町村における過疎の状況

本町の人口は昭和 60 年頃までおおむね 10,000 人程度で推移してきた。その後、平成元年頃から上昇に転じ平成 10 年に 15,046 人 (住民基本台帳人口) を記録したのをピークに、その後は減少が続いており令和 2 年の国勢調査では 9,079 人となっている。

また、人口構成においては、年齢 3 区分別人口を見ると、年少人口 (15 歳未満)、生産年齢人口 (15～64 歳) は減少傾向となっているのに対し、高齢者人口 (65 歳以上) は増加傾向となっている。65 歳以上の高齢化率を見てみると約 42%となっており、人口減少・高齢化対策は本町において深刻な課題となっている。

こうした中、本町は令和 4 (2022) 年 4 月 1 日付けで過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく、過疎地域をその区域とする市町村として公示されたことから、定住・移住促進に向けた生活環境の充実や産業基盤の整備、集落支援対策等の取組を更に推進していくことが求められる。

また、「第 6 次能勢町総合計画・第 2 期能勢町まち・ひと・しごと創生総合戦略 (令和 4 年 7 月策定)」では、未来の能勢ファン (関係人口) と地域がつながるための対策を推進することとしており、地域に生きる人々の実践や思い、これまでに生み出されたモノやコトなど新しい縁のために必須となる地域情報を的確に発信することが重要になっている。

そして、自然と共生する農山村のライフスタイルは、SDGs の達成に大きく寄与するものである。SDGs の視点から施策間の連携や分野横断的に過疎地域の持続的発展に向けた取組を総合的に進めることで、住民の QOL の向上を図っていくことが求められている。

③ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、都道府県の総合計画等における位置付け等を踏まえた市町村の社会経済的発展の方向の概要

本町の性別・年齢階級別就業者数の推移は、町内人口の年齢構成を反映し、男女とも20歳代から50歳代の就業者数が減少する一方で、60歳代の就業者数は増加している。

また、産業分類別就業者数は、男性は製造業、運輸・郵便業、卸売業・小売業、農業・林業、サービス業（他に分類されないもの）の順に多くなっており、女性は医療・福祉、卸売業・小売業、製造業、宿泊業・飲食サービス業、教育・学習支援業の順に多くなっている。

全国平均と比較した特化係数は、男性では複合サービス事業、製造業、農業・林業、生活関連サービス業・娯楽業、運輸業・サービス業の順に高く、女性では教育・学習支援業、複合サービス事業、医療・福祉、運輸・郵便業、製造業の順に高くなっている。

本町では、市街化区域の面積が総面積の1%余りと非常に小さく、地域活性化に向けた新たな土地開発や企業誘致が困難であったことが、製造業や小売業の割合が低くとどまっている要因の一つと考えられる。一方、町内840haの農用地については、担い手不足等により低・未利用地が発生しつつある。

そのような状況において、平成30年に新名神高速道路が開通したことや、近年のライフスタイル・ワークスタイルの変化を受け、産業誘致に取り組んでいる。引き続き、地域との対話を通じて土地利用のあり方を検討し、産業用地の創出や地域の実情に応じた土地利用のルールづくりを進めていく必要がある。また、令和6年7月に都市計画マスタープランを改定し、市街化区域に隣接する「宿野四区・大里・柏原地区」（市街化調整区域）において、多様な産業を誘致するエリアとしての利活用等に関し検討を進め、市街化区域への編入に向けた取組を進めている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移

本町の人口は、平成12年の14,186人(国勢調査)にピークを迎え（住民基本台帳人口では平成10年の15,046人がピーク）、減少が続いている。

年齢3区分別の人口は、生産年齢人口は増加傾向から平成12年をピークに減少傾向に転じ、年少人口は2千人強で推移しつつ平成7年には2,708人となったが、その後は減少傾向にある。一方で高齢者人口は昭和55年から令和2年まで増加し続けており、高齢化率は昭和55年の約15%から令和2年度には約42%まで増加している。

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（令和5年推計）では、今後25年間で人口が半減するという厳しい見通しとなっている。高齢者人口は間もなくピークを迎えるが、高齢化率は引き続き増加することが想定されており、今後も人口減少や少子化・高齢化は大きな課題である。

そのような中、デジタル化の推進や、SDGsの理念に沿った政策を展開することで、政策目標の相互関連性や相乗効果を重視することで自治体経営における資源配分の効率化・適正化を進め、多様な主体との連携協働により、地方創生や地域資源を生かした持続可能な地域づくりの推進が求められている。

1 ■人口の推移

	昭和 55 年	平成 2 年		平成 12 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 10,017	人 10,839	% 7.6	人 14,183	% 23.6	人 10,255	% ▲27.7	人 9,079	% ▲11.5
0 歳～14 歳	人 2,156	人 2,055	% ▲4.7	人 2,492	% 17.5	人 822	% ▲67.0	人 613	% ▲25.4
15 歳～64 歳	人 6,397	人 6,856	% 6.7	人 8,991	% 23.7	人 5,864	% ▲34.8	人 4,644	% ▲20.8
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	人 1,895	人 1,863	% ▲1.7	人 2,377	% 27.6	人 1,305	% ▲45.1	人 857	% ▲34.3
65 歳 以 上 (b)	人 1,464	人 1,928	% 24.1	人 2,700	% 28.6	人 3,569	% 24.3	人 3,822	% 6.6
(a)/総数 若年者比率	% 18.9	% 17.8	—	% 16.8	—	% 12.7	—	% 9.4	—
(b)/総数 高齢者比率	% 14.6	% 17.8	—	% 19.0	—	% 34.8	—	% 42.1	—

2 出所：国勢調査

3 ※総数については、年齢不詳者を除く。

4

5 ■男女別人口の推移

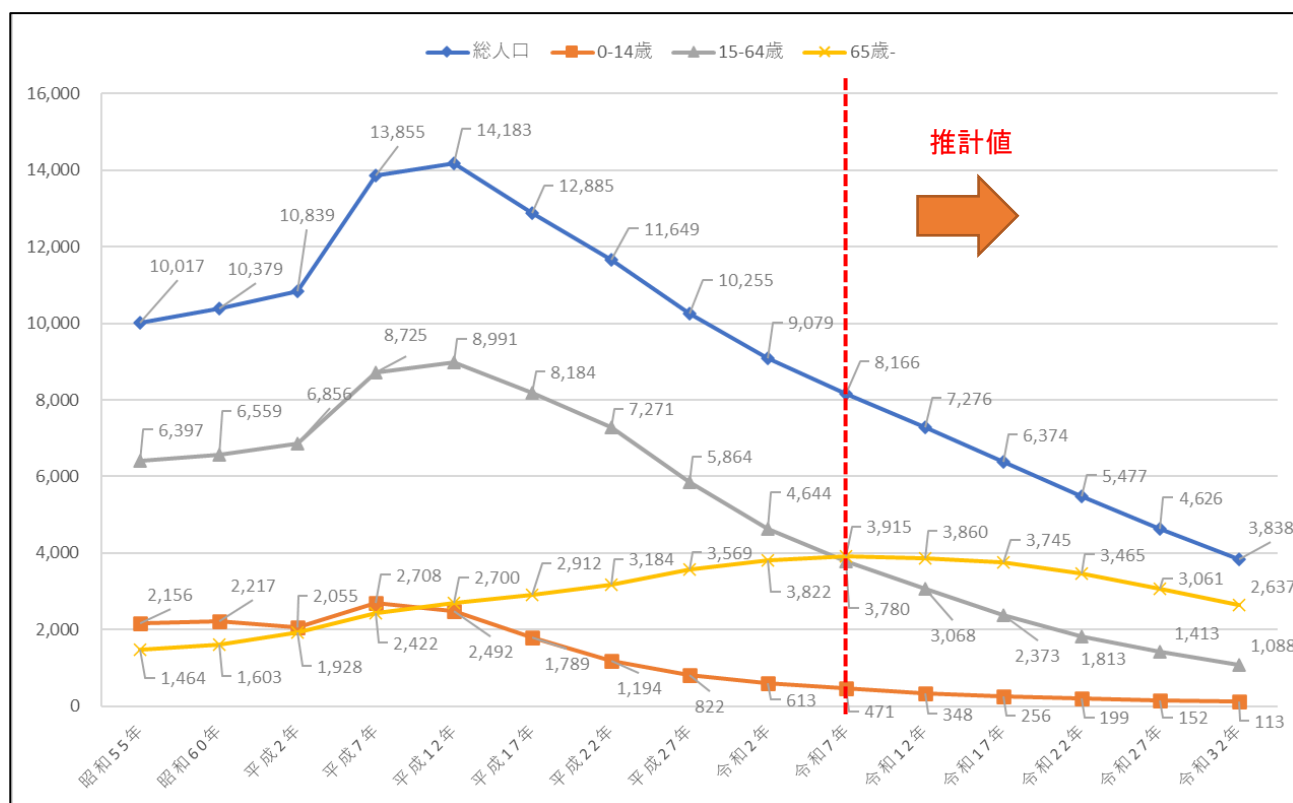
	昭和 55 年	平成 2 年		平成 12 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 10,024	人 10,850	% 7.6	人 14,186	% 23.5	人 10,256	% ▲27.7	人 9,079	% ▲11.3
男	人 4,799	人 5,174	% 7.2	人 6,830	% 24.2	人 4,899	% ▲28.3	人 4,361	% ▲11.0
女	人 5,225	人 5,676	% 7.9	人 7,356	% 22.8	人 5,357	% ▲27.2	人 4,718	% ▲12.0

6 出所：国勢調査

7

8

1 ■能勢町の人口推移



2 出所：国勢調査。令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人
 3 口(令和5年推計)」 ※総数については、年齢不詳者を除く。

5 ② 産業の推移と動向

6 本町の就業者数は、平成12年度にピークを迎えたが人口推移に比例し、令和2年度に
 7 は平成27年度と比べて1,559人の減少となっている。このため、事業者の活動や企業誘
 8 致においては働き手となる人材を確保していくことが課題となっており、定住・移住施
 9 策と連動した総合的な取組が必要になっている。

10 また、昭和55年から令和2年までの間に第一次産業就業人口比率は約22%から約2%
 11 に減少し、第二次産業就業人口比率は約24%から約22%に減少している一方で、第三次
 12 業就業人口比率は約54%から約76%に増加し大きな比率を占めている。

13 本町は町域の約88%を森林と耕地が占めており、第一次産業の衰退は耕作放棄地の増
 14 加や山林の荒廃を招くおそれがある。農林業の持続的発展や農のある暮らしの環境づく
 15 りによって、活力ある地域づくりを推進していくことが必要になっている。

1 ■産業別人口の動向

	昭和 55 年	平成 2 年		平成 12 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 4,977	人 4,845	% △2.7	人 6,358	% 23.8	人 4,792	% △24.6	人 3,233	% △32.5
第一次 産業就業 人口比率	% 21.9	% 11.7	% △48.2	% 7.9	% △11.0	% 11.0	% 4.4	% 1.9	% △88.0
第二次 産業就業 人口比率	% 23.9	% 29.2	% 16.0	% 28.1	% 20.7	% 21.6	% △41.9	% 22.0	% △31.5
第三次 産業就業 人口比率	% 54.1	% 59.1	% 5.9	% 64.0	% 29.6	% 67.4	% △20.7	% 76.1	% △23.8

出所：国勢調査

(3) 町行財政の状況

① 行政の状況

本町は昭和 31 年、歌垣、田尻、西能勢の 3 か村が合併したことで誕生し、3 年後の昭和 34 年、東郷村を編入し現在の姿に至っている。

令和 7 年 4 月現在の組織体制は、4 部 10 課 1 局 1 室で構成し、職員数は 109 名である(会計年度任用職員は含まない)。

広域(行政)連携については、平成 21 年にごみ処理を目的として近隣の 1 市 3 町(大阪府豊能町、兵庫県川西市、猪名川町)で猪名川上流広域ごみ処理施設組合を設立、平成 27 年には消防・救急業務を豊中市に事務委託を行っている。

また、「大阪発“地方分権改革” ビジョン」に基づく移譲事務については、近隣の 2 市 2 町(大阪府箕面市、池田市、豊能町、能勢町)で「共同処理センター」を設置し、効率的な行財政運営に努めている。

教育人事権については豊能地区 3 市 2 町(豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町)で大阪府豊能地区教職員人事協議会を設置し、政令指定都市以外では全国初となる市町による教員採用選考などを行っている。

水道事業については、平成 30 年 7 月に水道事業統合に係る協定を締結し、令和 6 年 4 月から大阪広域水道企業団として新たに給水を開始している。

引き続き、「能勢町定員適正化計画」等に基づき、効率的な行財政運営を目指すとともに、社会情勢の変化や地域の声を的確に捉え、小さいことの強みを生かした分野横断的で機動的な行政組織の実現に向けて、人材育成や組織力の強化に取り組む必要がある。

② 財政の状況

本町では学校再編整備を端緒として、庁舎や旧学校施設等の公共施設再編整備事業を進めている。

なお、令和 6 年度決算における、一般財源の標準規模を示す標準財政規模は、3,817,096

千円である。

財政に関する主要指標の一つ、経常収支比率は 94.2%であり、財政の硬直化が進んでいる。

一方、基金積立金の令和 6 年度末現在の残高は 2,825,678 千円で、このうち財政調整基金の残高は 1,887,266 千円となっており、基金積立金残高の標準財政規模に対する割合は 74.0%である。

歳入については、地方交付税、国庫支出金、地方債、府支出金が占める割合が多く、全体の約 70%を占めている。町税の占める割合は、約 15%となっている。

性質別の歳出については、人件費、扶助費、公債費の義務的経費で 35.3%を占めており、これに物件費、補助費等経費を加えた経常的経費では、78.1%であり、投資的経費は 4.7%となっている。

今後の財政運営に当たっては、財政基盤である町税が減収する中で、少子化・高齢化の進展による社会保障負担金の増加等、義務的経費の増大が見込まれることから、財源確保に向けた取組を積極的に行うことが求められる。

■能勢町財政の状況(単位：千円、%) ※令和 6 年度決算額確定により入力予定。

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 6 年度
歳入総額 A	5,199,033	9,357,002	7,869,122	
一般財源	3,403,553	3,528,037	3,642,842	
国庫支出金	277,017	1,535,879	1,598,638	
都道府県支出金	427,059	388,604	374,705	
地方債	614,388	1,295,475	1,298,071	
うち過疎対策事業債	—	—	—	
その他	477,016	2,609,007	954,866	
歳出総額 B	4,988,137	9,199,885	7,503,984	
義務的経費	1,976,815	1,972,071	1,930,354	
投資的経費	533,331	4,419,773	1,460,083	
うち普通建設事業	532,292	4,229,486	1,359,416	
その他	2,477,991	2,808,041	4,140,547	
過疎対策事業費	—	—	—	
歳入歳出差引額 C (A－B)	210,896	157,117	365,138	
翌年度へ繰越べき財源 D	46,727	2,921	194,333	
実質収支 C－D	164,169	154,196	170,805	
財政力指数	0.448	0.420	0.380	
公債費負担比率	8.4	6.7	11.4	
実質公債費比率	8.7	12.9	15.3	
経常収支比率	85.5	94.9	96.9	
将来負担比率	53.3	128.6	132.0	
地方債現在残高	4,178,591	6,018,226	7,031,222	

※平成 27 年度は、新学校建設事業(3,344,818 千円)を実施し、令和 2 年度は特別定額給付金

事業(989,333千円)、公共施設再編整備事業(803,044千円)を実施したため、歳入、歳出ともに例年より金額が大きくなっている。

③ 主要公共施設等の状況

本町の公共施設の整備状況について、府平均の整備状況と比較した場合、道路においては改良率、舗装率ともに低い状況にあり、計画的な整備が必要となっている。

義務教育施設については、平成28年度に6小学校2中学校を再編整備し、施設一体型の「能勢町立能勢小学校、能勢中学校」を開校した。なお、令和4年度からは「能勢町立能勢ささゆり学園」として義務教育学校へ移行し、9年間の継続した学びの充実に向けて取組を進めている。

公立の医療機関については、国民健康保険診療所が1か所（無床診療所）ある。

上水道については、令和6年度に大阪広域水道事業団へ統合し、将来にわたって水道の安定供給と経営の健全化に向けて取り組んでいる。

下水道については、第5期計画区域の整備をもって完了し、し尿処理施設との施設機能の集約化を行い、汚水処理施設の最適化に取り組むとともに、汚水処理の広域化についても検討を行っている。

■主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市町村道改良率(%)	38.1	17.0	21.5	26.4	26.4
市町村道舗装率(%)	32.7	50.7	60.4	61.2	61.3
農道延長(m)	0	0	0	0	0
耕地1ha当たり農道延長(m)	0	0	0	0	0
林道延長(m)	31,604.1	25,070	25,070	25,070	25,070
林野1ha当たり林道延長(m)	—	0.31	0.31	0.31	0.31
水道普及率(%)	—	70.4	79.9	92.5	98.8
生活排水処理率(%)	—	—	—	71.2	76.6
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	0	0	0	0	0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

過疎地域では、人口の減少や少子化・高齢化の進展等、他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を創る人材の確保や地域経済の活性化、デジタル化、交通機能の確保及び向上、農地や森林の適正な管理等が喫緊の課題となっている。

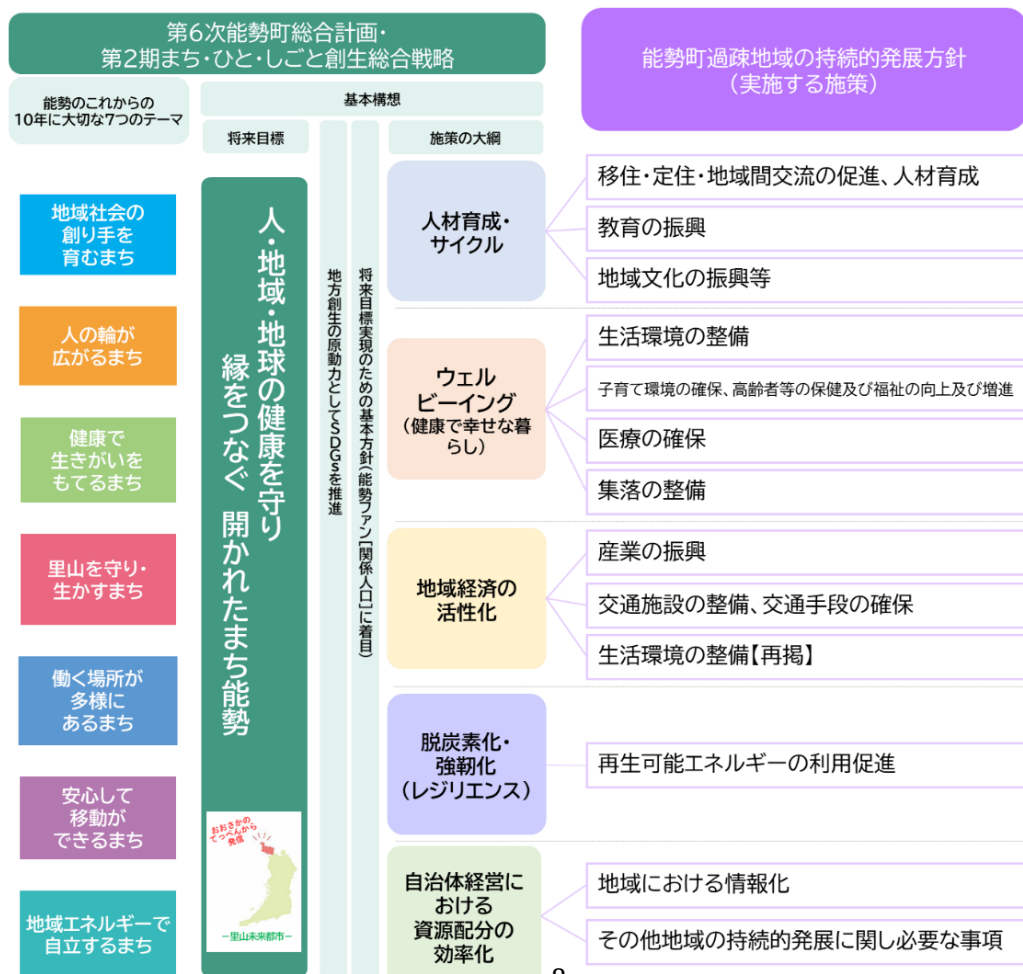
本町ではまちづくりの基本的な指針として、過去 5 度にわたり総合計画を策定し、中長期を展望した持続可能なまちづくりを推進してきた。

こうした中で、令和 4 年度に策定した第 6 次総合計画・第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略では、まちの将来目標を「人・地域・地球の健康を守り 縁をつなぐ 開かれたまち能勢」と定め、地域内外の「縁」を創造し、増やしていくことで、つながりや支え合いが広がり、温かで賑わいがある開かれたまちを目指すこととしている。

過疎地域の持続的発展のための施策展開においては、第 6 次総合計画・第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略と連携を図り、実施すべき施策を本計画で示すものとする。また、本町は資源循環型の新しいまちの骨格創りを加速させるため、地域エネルギー会社を核とした地方版グリーンリカバリーの仕組みである「地域資源が循環する里山未来都市の実現」に向けた取組が認められ、令和 3 年度に「SDGs 未来都市」の選定を受けている。

第 2 期 SDGs 未来都市計画策定により、令和 6 年度から令和 8 年度までを新たな計画期間に位置付け、地方創生の原動力として SDGs の推進を図り、人口減少の克服や持続可能なまちづくりの推進を図っていく。

■「第 6 次能勢町総合計画・第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「能勢町過疎地域持続的発展計画」の関係性



（５） 地域の持続的発展のための基本目標

国立社会保障・人口問題研究所による本町の推計人口（令和５年推計）は、令和７年には８,１６６人、令和１２年度には７,２７６人、令和１７年度には６,３７４人となっている。令和７年時点では、実績値が推計値より若干上回っているが、本計画においては令和１２年度末における目標として推計値と同等の人口水準を維持することを目指すものとする。

目標	基準値 (令和６年度末時点)	目標値 (令和１２年度)
国勢調査人口	８,８７９人 ※住民基本台帳人口【Ｒ7.3.31時点】	７,２７６人

（６） 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、「第６次能勢町総合計画」及び「第２期能勢町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の検証・評価に合わせて有識者や住民などを交えた外部組織で評価し、その内容を公表する。

（７） 計画期間

本計画の期間は、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５か年間とする。

（８） 公共施設等総合管理計画との整合

本計画における公共施設等の整備については、「能勢町公共施設等総合管理計画」に示す以下の公共施設等のマネジメントに関する基本的な考え方に加え、各種個別施設計画等の内容と整合性を保ちながら、適正な整備、維持管理を図るものとする。

（a）安全性・快適性の向上

- ・ 定期点検や診断を実施し、安全性や利用に支障が生じる前に計画的な修繕や更新を行う予防保全を行い、公共施設等の長寿命化を図ることで、投資的経費の縮減と平準化を目指す。

（b）社会ニーズへの的確な対応

- ・ 新しく公共施設等を整備する場合は類似、あるいは近隣の既存建築物を統合や複合化して一つの公共施設等とするなど、保有総量の削減を前提とする。
- ・ 公共施設等の統合や複合化は、まちづくりの観点から検討し、行政サービスのワンストップ化や機能連携による相乗効果を創出するなど、質の向上を目指す。

（c）ファシリティの最適化とエネルギー消費の削減

- ・ 全庁的かつ総合的な視点に立ち、需要と供給及び費用のバランスを図るとともに、長期的な視点による保全や長寿命化といった側面から、ファシリティマネジメントを進める。

（d）住民と行政の協働

- ・ 住民との協働による適正な施設管理、運営を図るとともに将来のまちづくりの進展にも柔軟に対応できる形で、次の世代へ引き継ぐ。
- ・ 民間がより効率的に担うことのできる行政サービスについては民間事業者に委ねることも検討し、公共施設等の更新、維持管理、運営などの場面において民間活力の導入を検討する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点

① 移住・定住の促進

本町では近年の人口増減から見ると自然減・社会減ともに人口減少の要因になっている。特に、20歳代、30歳代は転出超過となっており、子育て支援サービスや教育環境の充実を図るなど若者の転出減やUターン者の増を目指して取組を進めている。

また、移住促進に向けて相談窓口を設置しており、相談件数は年間50件ほどの横ばい傾向ではあるものの、転出超過に歯止めがかかっていないのが現状である。このため、雇用対策や住宅環境の確保など移住・定住促進に向けた総合的な施策が必要となっている。

なお、本町は都市近郊に立地しており大阪や京都市内へ自家用車で約1時間の距離にある。都市近郊という立地上のメリットを生かし、二地域居住として本町に都市の住居に加えた生活拠点やつながりを持ったり、市内での仕事を手放さずに農山村の暮らしを実現したりすることが可能である。こうした町の強みを適切に発信していくことが重要になっている。

② 地域間交流の促進

本町は大都市近郊にある農山村地域であり、四季折々の農産物等を販売する「道の駅 能勢（くりの郷）」は「里」と「街」を結ぶ交流拠点の一つとして賑わいを見せている。今後、観光事業者等と更に連携を深めることで、誘客の拡大や魅力向上に取り組むことが求められている。

また、本町に対して想いを寄せ、継続的に関わりを持つ人々も存在しており、こうした動きを積極的に受け止めることができる仕組みづくりを行うことで、地域内外の多様な縁をまちづくりに生かしていくことが必要になっている。

③ 人材育成

人口減少により地域の担い手が不足していくことが懸念される。こうした中で、地方創生の実現や地域の未来を創る人材育成に向けて、町内の高等学校との連携・協働を進めており、町職員や外部講師による公開授業の開催などの取組を行っている。今後も若者との連携をはじめ、地域おこし協力隊や地域団体、大学、企業など多様な主体と連携を図り、地域資源を生かした学びや新しい価値の創造に向けて取り組むことが必要である。

(2) その対策

地域の魅力をより打ち出し、本町のイメージを向上させるため“シティプロモーション”を積極的に展開するとともに、以下の対策を講じることにより、地域住民の愛着や帰属意識の醸成を目指す。

① 移住・定住の促進

移住・定住促進に向けて、豊かな自然に囲まれた本町の子育て環境や子育て支援サービスを全面的にPRしつつ、地域企業への就業や起業、子育て、農のある暮らしなどを希望する方の移住の実現に向け、空き家の所有者等に働きかけを行うなど、空き家バンク制度の活用促進を図るとともに、新たな住環境の確保・整備に取り組む。

さらに、特定地域づくり事業組合制度などの先進的な取組を行う自治体事例の研究な

ど移住・定住の促進や地域産業の担い手の確保に向けて働く場の創出や働きやすい環境づくりに取り組む。

② 地域間交流の促進

自治体間連携を通じて「里」と「街」等の人的・物的資源の相互交流・活用を促進し賑わいある地域づくりに取り組む。また、移住希望者等が地域との関わりを深めようとする段階的なニーズに対応しつつ、住民等との協働により多様な縁をつなぐ施策を検討する。

さらに、移住情報とシティプロモーションの一体的な推進を図り、ホームページやSNS、情報紙など様々な媒体を通じて町の魅力や地域団体が行う交流イベントなどの地域情報を積極的に発信する。

③ 人材育成

義務教育学校や町内の高等学校との連携・協働を推進し、地域内外の多様な主体の参画・協力を得ながら探求的な学びを実現する取組を推進し、地域社会の創り手となる人材育成に取り組む。

また、職員に対して地域政策や地域づくりに関する研修機会を充実させるとともに、地域おこし協力隊をはじめとする外部人材を積極的に活用し、集落運営組織の活力向上や新たな活動団体の組成を支援し地域力の強化を図る。

目標	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
転入者数 (外国人含む)	269 人・年 (令和 2 年～令和 6 年)	300 人・年
ふるさと応援寄附件数	3,094 件	6,000 件
地域おこし協力隊員数 (累計)	5 人	10 人

出所(転入者数)：住民基本台帳関係年報

(3) 計画

事業計画 (令和 8 年度～令和 12 年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	住環境整備事業 (移住者向け)	能勢町 ・ 民間事業者	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	移住・定住支援事業	能勢町	空家等の利活用により、移住・定住者等が増加し、地域の持続的発展に寄与する。
		空き家等活用事業	能勢町	
	地域間交流	交流・関係人口拡大事業	能勢町	地域間交流や、人

	人材育成	高等学校等との連携事業	能勢町	材育成の取組成果により、地域の持続的発展に寄与することが期待される。
		外部人材活用事業	能勢町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」区分における公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

3 産業の振興

(1) 現状と問題点

① 農林業の振興

農業は水稻栽培が中心となっており、特産品として栗栽培が行われている。露地野菜については少量であるが約 100 種類の野菜が栽培されており、その他肉用牛や乳用牛などの畜産が営まれている。令和 2 年度の国勢調査結果によれば、本町の第一次産業従事者は約 2%、うち農業従事割合は約 94%であり、大阪府内平均より高い割合となっている。

一方、販売農家の平均年齢は全国平均よりは若干低いものの、担い手の高齢化が顕著となっており、農家数、経営耕地面積ともに減少が続いている。さらには有害鳥獣による農作物被害が深刻化しており、被害額は増加傾向にある。

林産物としては、たけのこやシイタケ、炭などに加えて、近年は燃料としての薪も販売されているが、管理や利用がされずに放棄される里山が増加している。森林資源の活用に向けて、林道や森林作業道等の路網整備や町産材の利用促進を通じて流通供給体制を確保する必要がある。

② 企業誘致の促進

本町は町域の大部分が市街化調整区域になっている。小規模な開発行為については、独自の開発許可の審査基準を条例化しており住宅系では一定の実績が生まれているが、住宅系以外の需要に対応していくことが必要になっている。

一方、まとまった規模の産業用地の確保や宅地の開発に制限がかかり新たな産業の誘致や定住促進が進めづらい現状にある。こうした中で、新名神高速道路の開通による広域交通アクセスの向上や大阪府内で産業用地が不足している状況に鑑みて、地域における就業機会の拡大や地域経済の振興に向けて産業用地の創出に取り組んでいる。また、令和 6 年 7 月に都市計画マスタープランを改定し、市街化区域に隣接する「宿野四区・大里・柏原地区」（市街化調整区域）において、多様な産業を誘致するエリアとしての利活用等に関し検討を進め、市街化区域への編入に向けた取組を進めている。

③ 商工業等の振興・起業促進

小売業については、人口減少や消費の町外流出などにより、従業員数、年間商品販売額については、直近の値ではピーク時から減少している。住民の移動手段が限られる中で、小売事業者の縮小はいわゆる「買い物難民」の増加につながることを懸念されることから、生活支援の観点からも対策を検討する必要がある。

製造業については、産業全体の付加価値額の約 37%を占めており、地域経済の主要な産業の一つである。能勢町企業立地促進条例に基づく設備投資の支援など事業所の新增設に向けた優遇措置を設けているが、生産年齢人口が減少する中で労働力の確保や事業拡大に向けた用地の確保などが課題になっている。

また、創業の促進に向けては、商工会や金融機関と連携して相談窓口やセミナー開催等を行い創業者の育成・支援に努めている。

④ 観光の振興

長谷の棚田や野間の大ケヤキ、妙見山、アウトドア施設、温泉など豊かな自然・歴史文化資源が豊富に存在する。また、米や栗、採れたての農産物などを販売する「道の駅 能勢（くりの郷）」のほか、地元の食材を提供するカフェや飲食店など「食」の魅力が地域の個性を形成する中心的資源の一つになっている。

インバウンドへの対応や観光客の周遊性を更に高めることで、観光の経済波及効果の向上や人的交流を深化させていく必要があり、観光マーケティング・マネジメントを担う組織づくりや広報・プロモーション戦略などの取組が重要になっている。

(2) その対策

① 農林業の振興

農業については、生産現場の強化を図るため、農地利用集積を通じて担い手農家への農地の集約化を促進し、農業経営の効率化を推進する。また、新規就農者の育成・支援を行うとともに、地域の中心的な担い手となる農業者の育成や地域営農組織の設立検討、農業企業の誘致など地域農業の担い手確保に取り組む。

食と活力ある農業・農村を次世代につないでいくためには、地域政策と産業政策を車の両輪として進めていくことが重要であり、里山の学びや恵みを主業に限らず、副業や暮らしに取り入れる多様な人材の育成支援に取り組み、持続可能な農山村づくりを推進する。

さらに、鳥獣被害の防止のため、対策の担い手となる人材の育成支援や地域ぐるみの活動を支援するなど、鳥獣の捕獲等の対策を強化する。

また、農業経営の近代化に向けた経営基盤の強化や生産性の拡大を支援するとともに、スマート農業の活用や気候変動等の環境対策など農業の持続的発展に向けた取組を推進する。

そのほか、農産物のブランド化や6次産業化、商工業との連携による農産品の加工等を通じて高付加価値化を推進するとともに、地場産品や畜産物のPRに取り組む。

林業については、森林経営計画に基づく間伐や路網整備等を促進し、林業基盤の整備や林業生産の強化に取り組む。また、「里山再生支援事業」による広葉樹の萌芽更新や森林保全ボランティア活動への支援等を通じて、適正な森林管理や生物多様性資源の保全に取り組む。

さらには、自治体連携を通じて森林環境譲与税による森林整備やカーボンオフセットの仕組みづくり、さらには企業との連携などにより、事業の自立性を高め、長期的な里山資源の保全管理に取り組む。

このほか、山林所有者が主体となって山林の手入れを進めるための仕組みづくりや公共施設等における地域材利用の促進、森林資源のエネルギー利用の推進を図る。

② 企業誘致の促進

就労機会の拡大や地域の実情・意向に応じた土地利用の実現に向け、土地所有者の合意形成を支援し、産業誘致を推進する。特に、市街化区域に近接した幹線道路の沿道について、多様な産業を誘致するエリアとして利活用を図るとともに、市街化区域への編入も視野に入れた取組を進め産業用地を創出する。

宿野四区・大里・柏原地区では、まちづくり協議会を設立し、新たな産業用地として土

地利用転換できるよう、土地区画整理事業を前提とした事業化を目指し、計画的なまちづくりの実現に取り組む。

さらに、産業振興や雇用施策と連携を図りつつ税等の優遇措置により積極的な企業誘致を推進する。

③ 商工業等の振興・起業促進

商工会をはじめとする関係機関と連携を図り、事業所の健全化、地域の活性化に取り組む。また、商工事業者等との連携による特産品開発など、ふるさと納税制度を戦略的に展開することで、町の魅力を共創し、地域経済の更なる好循環を目指すとともに、専門人材や関係機関と連携協力のもと域内消費や地域雇用の拡大に向けて事業者等の PR を推進する。

空き家や公共施設などの未利用資源を有効活用し、サテライトオフィス等の地方創生に資するテレワークの推進や IT、デジタル関連企業等の新たな働く場を創出する。

さらには、商工会や金融機関と連携協力を強化し、創業支援事業計画に基づく創業支援を積極的に推進するとともに、特定地域づくり事業組合制度などの研究など地域産業の担い手の確保に向けて働く場の創出や働きやすい環境づくりに取り組む。

④ 観光の振興

シティプロモーションの視点から観光客の目線に立った戦略的な情報発信を行い、観光認知度の向上や域内消費の拡大を図る。また、多様な人材の活用や関係機関との連携協力を推進し、都市近郊の立地を生かして、体験型等の観光コンテンツの充実やグリーンツーリズムなど経済性を伴った里山資源の利活用を推進し、交流・関係人口（能勢ファン）の拡大や新しい観光の受け皿づくりに取り組む。

観光は地方創生の鍵であり、地域の「稼ぐ力」の向上や地域への愛着を醸成する「観光地経営」の視点が重要である。観光や交通事業者、地域住民など多様なステークホルダーとの連携を強化し、デジタル技術の活用などにより、地域全体で観光をマネジメントする体制づくりを推進する。

さらには、インバウンドへの対応や観光における周遊性や滞在性の向上に向けて、観光客の受け皿となる観光施設の整備及び滞在型の環境づくり並びに交通対策、未利用施設の活用、自治体間連携による広域的な観光振興に取り組む。

目標	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
道の駅能勢（くりの郷） 〈観光物産センター〉売上高	5 億 5,716 万円	6 億円
森林資源消費量（薪）	14,809 束	30,000 束
企業誘致件数（累計）	2 件	5 件
創業実践塾受講者数（累計）	33 人	70 人
誘客数	455 千人 (令和 5 年度)	500 千人

1 (3) 計画

2 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農空間保全事業	能勢町	
		鳥獣被害防止総合対策事業	能勢町	
		農業経営基盤強化支援事業	農家等	
	(3) 経営近代化施設 農業 林業	農業近代化施設整備事業	能勢町等	
		林業近代化施設整備事業	能勢町	
	(5) 企業誘致	産業立地促進事業	能勢町	
	(9) 観光又はレクリ エーション	道の駅能勢（くりの郷）＜観 光物産センター＞整備事業	能勢町	
		観光施設（旧野外活動センタ ー・東郷観光案内所等）整備 事業	能勢町	
		企業立地促進事業	能勢町	
		新産業創出・創業支援事業	能勢町	
		森林資源保全活用事業	能勢町	
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 第 1 次産業			
		農林業振興事業	能勢町	農林業の振興により、地域産業の持続可能性向上につながることから、持続的な地域の発展に効果がある。
		商工業・6 次産業化振興事業	能勢町	商工業、6 次産業化の振興においては、地域の雇用増加につながることから、地
	商工業・6 次産業化			

				域の持続的発展に効果がある。
	観光	観光振興事業	能勢町	関係人口の増加につながる観光振興の取組は、地域の持続的発展に効果がある。
	企業誘致	企業誘致促進事業	能勢町	地元での雇用創出につながる企業誘致は、地域の持続的な発展に効果がある。

(4) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間
能勢町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、「3 産業の振興（2）、（3）」に記載した内容のとおり。なお、事業用設備等に係る減価償却の特例や条例に基づく固定資産税の課税免除等の制度を活用するとともに、大阪府や近隣市町、関係機関と連携し本事業の効果的な推進を図る。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

「産業の振興」区分における公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

4 地域における情報化

(1) 現状と問題点

人口減少下において今後ますます自治体の経営資源が制約されることが予測される。こうした中で、住民ニーズの多様化に対応したきめ細やかな行政サービスを提供していくためには、情報通信技術の活用を積極的に進める必要がある。

本町では住民票の写しや印鑑登録証明書のコンビニエンスストアでの交付、町税等のコンビニ収納と電子マネーによるスマホ決済の導入など住民サービスの ICT 化を進めており、庁舎本館では Wi-Fi などの情報通信基盤の整備を行い、業務の効率化を図っている。

今後、デジタル化の更なる推進に当たっては、既存業務の効率化にとどめるのではなく、行政の組織や制度、サービスそのものをこれまでと異なる次元へと引き上げる必要がある。また、行政システムの標準化及びガバメントクラウドへの移行により、人的・財政的負担の軽減を図るとともに、地域の実情に即したサービス提供に努める。

さらには、一人ひとりが豊かさを実感できる地域社会の構築を目指して、全町的に取組を推進し、ライフステージに応じた行政サービスの提供を図っていくことが求められる。

また、災害発生時には J-ALERT 等から伝達される情報を住民に確実に伝達する必要がある。

(2) その対策

マイナンバーカードの普及促進に合わせた行政手続きのオンライン化やキャッシュレス化の促進、AI 等の導入による効率的で質の高い住民サービスの提供など、行政のデジタル化を積極的に推進する。

また、デジタル人材の育成・確保に取り組むとともに、ICT 技術の利用機会の格差是正に向けてウェブアクセシビリティや情報リテラシーの向上を図りつつ情報発信の強化に取り組む。

加えて、災害時等には住民に情報を確実に伝達できるよう関係機関連携のもと情報伝達体制の強化や訓練等の実施に努める。

目標	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
マイナンバーカードを利用した 電子申請手続き数	48 件	100 件

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等 情報化のための施設	防災行政用無線施設整備事業	能勢町	
	(2) 過疎地域持続的	ICT 等技術活用事業	能勢町	ICT 等技術

	発展特別事業			の更なる活用においては、地域の持続的な発展に効果がある。
--	--------	--	--	------------------------------

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「地域における情報化」における公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現状及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状と問題点

① 道路の整備等

本町の交通条件については、国道 173 号と国道 477 号が南北方向の谷筋に沿って通っており、池田市や大阪都心と日本海方面を結んでいる。

国道 173 号は、阪神高速道路大阪池田線の整備（平成 10 年全線開通）等により、交通量は平成 11 年度から令和 3 年度までの 22 年間で約 8 割に減少している。

国道 477 号は、近郊の箕面グリーンロードの整備（平成 19 年）や東郷バイパスの整備（平成 23 年）等により、交通量は平成 22 年度から令和 3 年度までの 11 年間で約 1.3 倍に増えている。

また、京都縦貫自動車道沓掛 IC から大山崎 IC 間の開通（平成 25 年）や新名神高速道路高槻 JCT・IC から川西 IC 間の供用開始（平成 29 年）等により、広域へのアクセス条件が更に向上している。

これらは本町と北大阪の都市地域や京阪神など広域との連絡性を高め、通勤や観光、新たな産業の立地などに大きな影響を与えている。

町道及び橋梁については、一定の財源の中で優先度の高い施設から計画的な維持補修に努めているが、引き続き、施設の補修・更新等を行うことで生活環境の向上を図る必要がある。

② 交通確保対策

本町は鉄道がなく、町外の鉄道駅等への移動手段としての役割を担う路線バスが 2 路線（西能勢線と妙見口能勢線）を運行している。一方で、町域が比較的広いことから、バス交通を補完するため、平成 17 年に福祉有償運送、平成 19 年に過疎地有償運送（現：公共交通空白地有償運送）を開始している。

しかし、公共交通を取り巻く環境は厳しい状況にあり、現在のサービス水準の維持が困難な状況にあることから、路線バスの一部区間の廃止や減便が実施されている。

また、バス路線の維持についても、地方バス路線維持費補助金の公費負担が増加している。更に、高齢化の進展による生活交通に対するニーズの高まりや、高校生等の通学対策など、移動手段の確保がより求められている。

こうした中で、令和 3 年度に「能勢町地域公共交通計画」を策定し、持続可能な交通ネットワークの実現に向けて取組を推進しており、令和 4 年 7 月から新たな交通システムとして乗合タクシーの実証運行に取り組み、令和 7 年 4 月からは運行エリアを町全域に拡大している。また、令和 6 年 4 月から路線バスの廃線により、その代替交通として妙見口のせ号の本格運行を開始している。

(2) その対策

① 道路の整備等

生活環境の向上や広域交流の促進を図るため、国道を東西方向に連結する幹線道路の整備実現に向けて関係機関と連携した取組を推進する。また、児童生徒の安全を確保した通学路整備の必要性を引き続き検証し、歩行空間の整備等の実現に取り組む。

町道及び橋梁については、「能勢町舗装修繕計画」や「能勢町橋梁長寿命化計画」などの個別施設計画に基づき、計画的かつ着実な整備、維持修繕等を推進する。

農道及び林道については、生産や流通の効率化に向けて計画的な整備を図る。

② 交通確保対策

「能勢町地域公共交通計画」に基づき、各交通モードの役割や機能分担を明確にし、合理的で効率的なネットワークの形成に取り組む。

行政・事業者・地域が一体となり公共交通空白地域の解消だけでなく、町全体の魅力を高め、定住・交流を促進するまちづくりの重要なツールとして公共交通を捉え、将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指し各種対策に取り組む。

また、町内における公共交通の拡充と持続性を確保するために、補助制度等の活用を考慮した一定の財政投資を行うとともに、交通事業者と連携して利用状況等のモニタリングを継続して実施し、必要に応じて運行内容等の見直しの検討及び実施ができる仕組みの構築を図る。

目標	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
町道舗装修繕実施率	29.40%	35.00%
公共交通利用者数	281 人・日	365 人・日 (令和 8 年度)

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	町道等整備事業	能勢町	
		社会資本整備総合交付金事業（道路）	能勢町	
	橋梁	道路整備事業（橋梁）	能勢町	
		町道橋架替事業	能勢町	
	(2) 農道	農道整備事業	能勢町	
	(3) 林道	林道整備事業	能勢町	
	(6) 自動車等	乗合タクシー整備事業	能勢町	
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業	地方バス路線維持事業 地域交通対策事業	能勢町	交通事業者への支援や交通対策の取組は、地域の持続的な発展に効果がある。

1 **(４) 公共施設等総合管理計画との整合**

2 「交通施設の整備、交通手段の確保」区分における公共施設等の整備や維持・管理につい
3 ては、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める
4 基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

6 生活環境の整備

(1) 現状と問題点

① 水道施設の整備

本町の水道事業は、組織体制や財務体質がぜい弱であり、地理的に不利な条件であることから給水に要するコストがかさんでいる。水道普及率は、約 99%で当面の整備拡張計画はないが、人口減少やそれに伴う給水需要の減少によって、経営の根幹をなす料金収益の増収は見込みづらい現状である。一方で、昨今急増する集中豪雨や大規模地震などの災害に備え、老朽管路をはじめ水道施設の更新や耐震化を計画的に進めていく必要がある。

そのため、将来にわたる安定供給を目指し、大阪広域水道企業団と平成 30 年 7 月に水道事業統合に係る協定を締結し、令和 6 年 4 月から大阪広域水道企業団として給水を開始している。

② 生活排水処理施設の整備

本町における生活排水適正処理率は、令和 6 年度末時点で 77.9%であり、生活排水の 100%適正処理達成に向けた早期の対策が必要である。

本町の生活排水処理形態は、公共下水道及び農業集落排水の集合処理と合併処理浄化槽の個別処理に大別される。市街地・集落の動向や土地利用状況等、地域特性に合わせ、集合処理と個別処理の経済性を比較した上で、生活排水処理施設の整備を進める必要がある。今後、集合処理による整備は、公共下水道の第 5 期区域の整備をもって完了し、集合処理の既整備区域外は、個別処理により整備予定である。

③ 消防・救急業務の充実

本町の消防は非常備であったが、平成 27 年度に消防事務を豊中市に委託することにより消防の常備化が図られた。これにより、救助資機材や小型水槽を積載した消防ポンプ自動車 1 台のほか、高規格救急車 2 台などが本町に配置された。

消防団については、東・西 2 方面隊で 6 分団、4 機動隊で構成され、小型ポンプ積載車 34 台、消防ポンプ自動車 4 台のほか多機能車、水槽車を備えている。団員数は現在 400 名余りであるが、少子化の進行や被用者の割合の増加等により、新たに団員となる担い手の確保が困難になっており、そのような状況を踏まえ、消防団において消防団再編について検討が進められている。

なお、本町の災害履歴については、集中豪雨、洪水、土砂災害の被害が多く発生している。特に、平成 30 年は大阪北部地震（被害棟数 11 棟）や 7 月豪雨、台風が立て続けに上陸するなど過去に例を見ない頻度で災害に見舞われている。平成 30 年の避難所収容人数は、延べ 1,156 人を記録し、道路 129 か所、河川 64 か所で被害があり、農地・農業用施設にも甚大な被害をもたらした。より効果的な災害対応を目指して、令和 6 年 4 月より、災害情報の一元管理の利点を生かし、北摂 5 市 2 町（豊中市、池田市、吹田市、箕面市、摂津市、豊能町、能勢町）が共同で消防指令業務の運用を開始した。

災害や感染症の流行等が身近な脅威となる中で、住民の安全・安心な暮らしを守るために、ハード・ソフト両面での対策を適切に講じることで強靱化に向けた対策を進める必要がある。

④ 良好な住環境づくり

本町は SDGs 未来都市の認定を受け、ダイオキシン問題から得た教訓を生かして持続可能な循環型社会の形成やライフスタイルの転換を目指して取組を進めている。また、豊能郡環境施設組合においては、令和 6 年 10 月にダイオキシン類を含む廃棄物管理施設の設置工事に着手した。

各地域においては、能勢町環境の日（秋分の日）に合わせて美化活動を実施するなど積極的に環境保全の活動が行われており、良好な生活環境が保たれている。

また、ごみの減量や資源の有効活用に取り組んでおり、近年単独世帯などの世帯数が増加傾向にある中で、一人当たりの家庭系ごみ量は横ばい傾向にあり、また事業系ごみ量については減少傾向である。

「第 3 次能勢町廃棄物(ごみ)減量計画」に基づき、家庭や事業所において啓発活動や 3R(ごみの排出抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再資源化(リサイクル))の推進を更に図っていく必要がある。

なお、廃棄物処理施設については、兵庫県川西市、猪名川町、大阪府豊能町、能勢町の 1 市 3 町で一部事務組合を設立し管理・運営を行っている。

火葬場については、平成 28 年 4 月に町営斎場を移転整備し運営を行っている。

⑤ 住宅の整備

住宅に困窮する低所得者等に向けて町営住宅の運営を行っているが、老朽化が進行し、新たな入居者の募集を停止している。

また、平成 28 年時点で空き家が 194 戸存在しており、人口減少下において今後こうした未利用資産が増加することが懸念される。

良好な住環境を維持・確保していくために、空き家対策や未利用資産等の有効活用による移住者の誘致や地域間交流の促進を図っていくことが必要である。

(2) その対策

① 水道施設の整備

将来にわたり安心、安全な水道水を安定的に供給するため、大阪広域水道企業団による効率的な水道施設の更新、適正な維持管理、運営ができるよう連携を図る。

② 生活排水処理施設の整備

汚水処理未普及地域について、公共下水道により第 5 期計画区域を整備し、その他の区域は合併処理浄化槽の普及を図ることで、早期概成に向けて生活排水適正処理を促進する。

公共下水道整備後の維持管理・修繕・更新等については、ストックマネジメント計画を策定し、計画的に実施し、トータルコストの縮減を図る。

合併処理浄化槽による整備は、環境省循環型社会形成推進交付金交付対象事業である「浄化槽設置整備事業」により実施する。

本町の下水道終末処理場とし尿処理場について、施設の老朽化に伴う更新期の到来、人口減少に伴う下水道使用料収入の減少、し尿及び浄化槽汚泥の処理量の減少により、運営環境は厳しさを増しており、効率的な運営が必要であることから、本町の下水道終末処理場とし尿処理施設の一部機能を集約化することにより、効率的な運用に取り組ん

でいる。

③ 消防・救急業務の充実

常備消防力の維持・強化に向け、消防車両や消防器具等の適正な維持管理・更新に取り組む。

消防団については、組織の発展に向けて適切な対策を講じるとともに、役割の多様化に伴い、活動内容に見合う装備の適正な維持管理や充実に努める。また、自主防災組織の育成支援や地域団体等と連携を図り、自助・共助による救助・救急活動の体制強化に向けた取組を推進し、地域防災力の向上を図る。

危機管理体制の充実強化に向けては、「能勢町国土強靱化計画」に基づき住宅等の耐震化の促進や土砂災害警戒区域等の対策の推進、情報伝達体制の強化、避難所運営体制の充実、災害時におけるエネルギー等のライフラインの確保対策等により、強靱なまちづくりの実現に取り組む。

④ 良好な住環境づくり

ごみの減量化と資源循環型社会の形成に向け、持続可能な社会を創る人材育成に努めるとともに、3Rの推進に取り組む。

また、美しい田園が広がる閑静な住環境やすがすがしい空気と安全な水の恵みを享受した集落形成が営まれているなかで、引き続き「清潔で美しいまちづくり」を住民と協働して推進する。加えて、不法投棄やごみのポイ捨て等を防止するため、不法投棄禁止看板の配布・設置や監視パトロールの強化などを実施し、未然防止と早期発見に努め、安心して快適な生活環境の形成の実現に取り組む。

町営斎場については、計画的修繕による長寿命化を図るとともに、管理運営コストの削減に取り組む。

⑤ 住宅の整備

町営住宅については、既に耐用年数を迎えた施設もあり、今後も老朽化が進むことから、住宅のあり方について検討する。この場合、本町へ移住を希望する方のニーズに対応できるよう住環境の確保に向けた対策を合わせて検討する。

また、地域企業への就業や起業、子育て、農のある暮らしなどを希望する方の移住の実現に向けて、空き家所有者に働きかけを行うなど空き家バンク制度の活用促進を図り、住環境の確保に取り組む。

目標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
生活排水適正処理率	77.90%	89.89%
家庭系ごみ量	342 g・日/人	313 g・日/人
自主防災組織数	15 団体	22 団体
空き家バンク成約件数 (累計)	3 件	8 件

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(1) 水道施設	大阪広域水道企業団負担金	大阪広域水道 企業団	
	(2) 下水処理施設 下水道事業	公共下水道未普及整備事業 下水道施設改築・更新事業	能勢町	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設 その他	猪名川上流広域ごみ処理施設 組合負担金	能勢町	
		ごみ収集車等整備事業	能勢町	
		ダイオキシン処理対策事業	豊能郡環境施設 組合	
	し尿処理施設	し尿処理施設整備事業	能勢町	
	火葬場	火葬場整備事業	能勢町	
	(5) 消防施設	消防施設整備事業（常備消防 施設、消防自動車、救急車等）	能勢町	
		消防団車両・資機材整備事業	能勢町	
		防災行政無線整備事業	能勢町	
	(6) 公営住宅	町営住宅整備事業	能勢町	
	(7) 過疎地域 持続的発展特 別事業	生活環境改善事業	能勢町	合併処理浄化 槽設置等への 補助による生 活環境改善の 取組は、地域 の持続的発展 に効果があ る。
		合併処理浄化槽設置助成事業	能勢町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「生活環境の整備」区分における公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現状と問題点

① 子育て環境の確保

本町では20歳代、30歳代を中心とする世代が転出超過となっている。子育て環境の確保に向けては、地域や家族、職場等の様々な場において、子ども・子育てをめぐるそれぞれの環境に応じ、多様な主体の幅広い支援が行われることが重要であり、社会全体で子育てしたいと思えるまちづくりに向けて取り組む必要がある。

「第3次能勢町子ども・子育て支援事業計画」における保護者アンケートからは、公園や屋内施設などの整備や安心して集まれる場の開放や小児医療体制の充実、子育て世帯への経済的援助の充実などのニーズが高くなっている。引き続き、子ども・家庭への支援に加え、妊娠期から学齢期、次世代を担う子ども・若者の「切れ目のない支援」に向けた取組を進めていく必要がある。

また、共働き世帯の増加等により小学生において日常的に保護者に見てもらえる割合が減少しており、様々な働き方に対応できる子育て支援とともに、就労の有無にかかわらず一人で子育ての不安や悩みを抱え込むことのないよう、相談体制など環境づくりの推進に取り組んでいくことが必要である。

加えて、特に支援を必要とされるひとり親世帯等の福祉の増進に向けた支援が必要になっている。

② 高齢者福祉の推進

本町の65歳以上の高齢者人口は3,822人で、高齢化率は約42%になっている(令和2年国勢調査)。国立社会保障・人口問題研究所による、令和5年将来人口推計によると令和7年度をピークに高齢者人口は減少に転じるが、高齢化率は今後も増加を続け、令和22年度には60%を超える見込みである。

引き続き、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることで、高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができる地域づくりを進める必要がある。

特に、本町では「いきいき百歳体操」を積極的に推進しており、人口1万人に対し47か所で実施されている(全国目標：人口1万人に対し10か所)。その参加者数は約350人で、高齢者人口の約9%(全国目標：8%)と若干全国目標よりも高い水準で実施している。

平成27年から「いきいき百歳体操」の取組を始めて以降、要介護認定率は低下傾向が認められ、この体操により住民の健康寿命が延伸した結果と考えられる。しかしながら、コロナの影響もあり体操参加者は全体で減少傾向にあり、要介護認定率は、下げ止まり傾向にある。高齢者にとって、この体操は身体機能の維持・向上のみならず社会参加の促進にもつながる介護予防の取組であることから、今後、より一層の普及啓発が必要である。

令和6年4月には、能勢町ふれあいプラザにおいて、看護小規模多機能型居宅介護事業所を開設し、介護・医療が必要な高齢者一人ひとりの状態に合わせて、地域での生活を支える体制整備に取り組んでいる。

③ 障がい者(児)福祉の推進

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生できる合理的な配慮が行き届く社会の実現が求められている。

障がいのある人は、その障がいの特性から情報収集及びコミュニケーションの確保に困難な場合がある。障がいの特性に配慮し、意思疎通支援やその支援者の養成、情報保障や公共施設のバリアフリー化に努め、社会参加を支える取組等が求められる。

また、障がいのある人の自立支援の観点については、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援などといった課題に対し、地域全体で障がいのある方等の生活を支える体制整備が必要である。

町内の障がい者(児)当事者団体及び障がい福祉サービス事業者へのアンケート調査によると、今後のサービス利用者は増加傾向と見込まれ、運営面については、施設整備などのハード面よりも人材の確保や育成など(ソフト面)が課題となっており、働きやすい環境づくりが必要になっている。

④ 地域保健の向上及び増進

本町では、住民の健康づくりを推進するために「健康都市」を宣言し、健康相談や健康教育、訪問指導などを行うとともに、特定健診や各種がんに関する検診を実施し、生活習慣病の予防、早期発見・早期治療に取り組んでいる。

保健福祉センターには、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供する「子どもの未来応援センター」や地域包括ケアシステムの推進を担う中核機関として「地域包括支援センター」の機能を併設しており、ライフステージに応じたきめ細やかな支援体制の充実に取り組んでいる。

なお、令和2年市区町村別平均寿命(厚生労働省調査)における平均寿命は男性81.2歳、女性87.1歳でやや全国平均を下回っている。人口動態保健所・市区町村別統計(平成30年～令和4年)によれば、主要死因別死亡割合については、悪性新生物、心疾患、肺炎の順に高くなっている。

また、国際的な脅威となる感染症対策に向けて、国や大阪府はもとより自治体間の連携支援や関係機関との緊密な協力体制を構築することが重要になっている。

(2) その対策

① 子育て環境の確保

子どもを社会的な孤立から守るための居場所づくりや家庭教育支援による子育ての包括的なネットワークづくりを進め、子どもも親も誰一人取り残さない事前予防型の支援を推進する。

また、「第3次子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域の豊かな自然環境や地域資源を生かし子どもたちの豊かな遊び・学びを支える環境整備や地域の実情やニーズに応じた保育・子育てサービスの充実に取り組む。

さらには、子ども医療費助成をはじめ、保護者の経済的負担の軽減を図り、子育て支援の充実に取り組むとともに、若い世代が安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる地域社会の実現に向けて包括的な取組を推進する。

② 高齢者福祉の推進

高齢者の方は長い人生の中で培われた豊かな知恵と経験を有しており、こうした健康で元気な高齢者をはじめ、多様な人材が自らの能力を生かしながら、地域の新たな支え手となり、誰もが居場所と役割を持つ「生涯活躍のまちづくり」を推進する。

地域共生社会の実現に向けて、関係機関と連携のもと地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、8050 問題をはじめ地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備に取り組む。

また、「高齢者がいつまでも元気に暮らす能勢町」を目指し、自立支援や介護予防・重度化防止の推進に取り組むとともに、元気な高齢者が地域の支え手として活躍することができるような地域づくりを目指す。

さらには、災害や感染症対策に係る体制整備や移動手段の確保など高齢者の暮らしを地域で支える取組を関係機関と連携しながら推進する。

③ 障がい者(児)福祉の推進

「能勢町障がい者計画」及び「第 7 期能勢町障がい者福祉計画・第 3 期能勢町障がい児福祉計画」に基づき、全ての住民が尊厳を持ってより豊かに自分らしく生活する社会の実現に向け、互いに理解を深めることのできる地域づくりの仕組みや、包括的な支援体制の構築に努め、地域共生社会の実現に取り組む。

また、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図り、その人らしい生活を送ることができる環境づくりを推進するとともに、障がい者の経済的負担の軽減や適切な医療アクセスの確保、多様な就労の場の確保など社会参加の促進に向けた支援を行う。

子どもの健やかな育成に向けては、保健・医療、福祉、教育等各関係機関及び地域の人々との連携を密にし、障がいのある児童等の医療的ニーズへの対応や、特別な支援が必要な障がいのある児童等も含め、包括的な支援体制の整備を図り、社会全体で障がいのある児童等の健やかな成長を支えていく。

④ 地域保健の向上及び増進

医療・福祉・介護・学校保健等の各分野の横断的な連携を図りながら、個人の健康から家族の健康へ、そして地域での健康づくりへと深化する「健康意識の高い町」の実現に向けて、生活習慣病等の予防対策や介護予防事業を推進し、生涯を通じた健康づくりとセルフケア意識の向上に取り組む。

また、様々な悩みや生活上の課題を抱える方が孤立することのないよう地域におけるネットワークの強化や総合相談窓口の周知等を図る。

令和 2 年度から開始した「能勢町健康長寿研究」においては、家庭血圧自己測定が、認知症やフレイル、脳心血管疾患の予防につながり、能勢町住民の健康寿命が延伸するかについての検証の取組を大阪大学と連携して進めてきた。引き続き、同大学の協力を得ながら「健康づくり支援事業」や「いきいき百歳体操」等を通じて、身体的・社会的なフレイルを予防し、地域ぐるみで健康寿命の更なる延伸に計画的に取り組む。

感染症対策については、ワクチン接種の円滑な推進や医療提供体制の確保に向けて、地域医療機関をはじめ関係機関と連携協力を図るとともに、地域経済や住民生活の支援、

さらには地域の自律的成長に向けて、引き続き国・大阪府と連携のもと住民生活の安定を図るための取組を推進する。

目標	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
出生数(人・年)	25 人	34 人
子育てを楽しんでいる人の割合	就学前児童の保護者 62.5% 前期課程の保護者 66.7% (令和 5 年度)	就学前児童の保護者 80% 前期課程の保護者 80%
いきいき百歳体操の参加率	8.5%	12.8%
要介護認定出現率	18.2%	18.2%
地域とのつながりがあると思う人の割合	57.9%	80.0%
特定健康診査の受診率	42.0%(速報値)	60.0%

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	保育所施設整備事業	能勢町	
	(3) 高齢者福祉施設	高齢者福祉施設整備事業	能勢町	
	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	保健福祉センター整備事業	能勢町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	妊娠、出産包括支援事業	能勢町	妊娠、出産、子育てのみならず、高齢者等の福祉の向上は、地域の持続的な発展に効果がある。
		子ども・子育て支援事業	能勢町	
		社会福祉推進事業	能勢町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」区分における公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

8 医療の確保

(1) 現状と問題点

町内の一次医療は一般診療所 4 か所（介護保険施設との併設を除く）、国民健康保険診療所 1 か所、歯科診療所が 2 か所ある。公共交通空白地域も多くあり、一部の医療機関において送迎対策を実施されることで医療へのアクセス向上が図られている。

診療所については全て無床診療所であり、緊急を要する高度専門的三次医療へのアクセスについては、平成 19 年度から大阪府ドクターヘリの運航開始により地理的に不利な部分をカバーしている。さらに、平成 27 年度から豊中市消防局への消防業務委託により、救急搬送体制の強化を図っている。

また、豊能圏域 4 市 2 町の広域連携により豊能広域こども急病センターを設置するなど豊能二次医療圏における 24 時間切れ目のない救急診療体制の確保に取り組んでいる。

地域包括ケアシステムの深化に向けて、在宅医療・介護連携が重要であり、国民健康保険診療所を中心とし、ICT を活用した多職種連携情報共有システムの構築等を図っている。

(2) その対策

必要な医療の提供はもとより、住民が安心して生活することができるよう「住まい・医療・介護・予防・生活支援」の一体的な提供に向けて、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む。

また、地域医療の中核施設として国民健康保険診療所の機能充実を図りつつ、町内医療機関との連携によるネットワークを強化し、医療提供体制の充実、並びに住民の健康保持増進に取り組む。

公共施設の再編整備に合わせて、国民健康保険診療所や介護事業所の集約化を図っており、引き続き地域医療や福祉の機能強化を促進する。

目標	目標値 (令和 12 年度)	基準値 (令和 6 年度)
特定健康診査の受診率 【再掲】	60.0%	42.0%(速報値)

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設	診療所整備事業	能勢町	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	国民健康保険診療所運営 繰出事業	能勢町	国民健康保険診療所の運営により、地域住民の健康を守る医療体制の確保

				は、地域の持続的な発展に効果がある。
		特定健診受診率向上対策事業	能勢町	地域住民の特定健診の受診率向上に資する取組により、地域の持続的な発展に効果がある。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「医療の確保」区分における公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

9 教育の振興

(1) 現状と問題点

① 学校教育の充実

平成 28 年度に町内 6 小学校と 2 中学校を再編整備し、施設一体型小中学校を開校、令和 4 年度からは義務教育学校「能勢ささゆり学園」へ移行し、義務教育 9 年間をつなぐ体系的な教育を具現化し、持続可能な社会の創り手となる人材の育成に向けて、確かな学力の獲得・定着やコミュニティ・スクールによる地域協働の取組を推進している。

一方で、更なる少子化の進行により学校再編時の方針の一つであった「学級替え」がで
きる状況でなくなっている。そのような状況の中、全国的な課題にもなっているが、
支援学級入級の割合や不登校傾向にある児童生徒数が増加傾向にあり、きめ細やかな個
別支援が求められている。子育て家庭の経済的状況は、府内の自治体と比較しても依然
として厳しい状況にあり、子育てに十分な資金を回せる経済的余裕がない家庭が多く、
家庭学習の定着・充実などの教育環境にも影響を与えている。

なお、本町の学校施設数は、私立認定こども園が 1 園、義務教育学校が 1 校、府立高
校(分校)が 1 校であり、子どもたちの学びの連続性を確保するため関係機関の連携協力
を図り、地域に愛着を持ち、自身の道を切り拓き、生き方を実現できる『能勢っ子』の育
成に、地域総がかりで取り組んでいる。

また、進路を選択する段階にある高校生が地域の一員としてまちづくりを考える
機会の創出に向けて、能勢分校と首長部局が協働した課題探究学習を実践するなど
地域社会を創る人材育成や学びの深化に取り組んでいる。

義務教育学校では、遠距離通学対策としてスクールバスを運行している。

また、能勢分校では公共交通の便数が限られる中で E-bike(電動機付き自転車)を導入
し、通学手段の多様化を実現する取組を行っている。

② 生涯学習の推進

「人生 100 年時代」「超スマート社会 (Society5.0)」に向けて社会が大きな転換点を
迎えており、生涯学習の重要性は一層高まっている。そのような中において、生涯学習は
自己の資質向上をはじめ、生活や職業能力等の向上を目指して、一人ひとりの自発性に
基づき、進められる活動である。

日常生活の様々なステージの中で、それぞれが自己にふさわしい手段や方法を選択し
ながら、生涯を通じて取り組まれるよう、一人ひとりが生涯を通じて学ぶことのできる
生涯学習施設環境の整備や機能の拡充、強化に努めるととともに、学習ニーズや現代的
課題に対応した多様な学習機会の提供に取り組んでいく必要がある。さらには、生涯学
習の機会を通じて、住民相互のふれあいの場の充実等にも取り組んでいく必要がある。

読書活動の充実について、生涯学習活動の一環として、子育て家庭や高齢、障がい者
等、様々な環境にある方々の読書ニーズを把握し、読書活動の推進に取り組んでいくこ
とが重要である。

さらには、青少年の健全育成には、家庭、地域社会、学校、行政が一層の連携を図り、
青少年の健全育成に向けた環境づくりを推進する必要がある。

生涯スポーツの推進に向けては、スポーツ推進委員会や体育連盟等の体育団体、B&G 海
洋センター等のスポーツ施設の指定管理者と連携し、住民のニーズに応じたスポーツ活
動の推進に努めている。

上記のような様々な生涯学習機会の提供に際して、子どもや高齢者等、生涯学習の場
に集まる手段の確保について課題が生じている。

(2) その対策

① 学校教育の充実

学習環境の充実に向けては、ハード・ソフトの両面から国の「教育DXロードマップ」
を参考に、より一層の ICT 教育環境の整備を進め、ICT を活用した「個別最適な学び」
と「協働的な学び」の取組により、情報活用能力を育成し、子どもたちの自立を支援す
る。教職員の働き方改革の一環として、校務DXを進め業務の効率化や質の向上を図る。
また、学校の働き方改革を通じた子どもたちの豊かな学びを実現するため、コミュニ
ティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を進める。

また、本町独自の特色ある教育の推進として、地域の魅力や社会課題等について学ぶ
「グローバル能勢」や探究的な学びの推進による学力向上、英語教育の充実、インターン
シップ形式の職場体験を通じたキャリア教育の取組を推進するとともに、放課後の時間
を活用した学習習慣の定着や多様な学びの提供を行う。

地理的状況を生かしたネイチャーポジティブの実現に向けた地域活動の一環として、
産官学連携による森林ESDを推進する。またこのような取組を積極的に発信し、本町
の教育の魅力を広く伝え、効果的にまちづくりにつなげていく。

子どもたちが安心して通学ができるよう、地域や関係機関と一体となって通学路
の安全対策の推進や生活・交通・災害等に関する安全教育を推進する。夏季の熱中症対策
としてスクールバスを活用し、子どもたちの健康面での安全対策にも寄与する。

学校施設について、計画的な修繕等による長寿命化を図るとともに、管理運営コスト
の削減や設備などの省エネルギー化・脱炭素化を推進する。

子どもたちの体力づくりに向けて、大学連携による運動プログラムの推進を図り、ス
ポーツ科学の面から成長期における適切な運動と指導手法の確立を目指す。

食育においては、地元産の食材を活用した地産地消に取り組み、安全・安心な学校給食
を提供する。さらに、学校給食費の無償化により、給食材料費の高騰などへの対策に取り
組むことで、子育て世帯の家計負担に対する支援を行い、成長期における心身の健全な
育成を図る。

貧困や虐待、ヤングケアラー等の問題については、福祉部門と連携し様々な問題を抱
える子どもへの支援体制を充実させ、誰一人取り残さない環境づくりを整備するととも
に、学用品等への支援により子育て家庭の負担軽減を図る。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー・スクールロイヤー等の
専門人材を活用し、支援を必要とする児童生徒や課題を有する子どもに対してきめ細や
かな指導や支援を実施するとともに、校内外教育支援センターの機能強化をはじめ関係
機関や社会資源との連携を図るなど体制の強化に取り組む。

幼児教育から学校教育への円滑な接続による子どもたちの学びの成果の共有やグロー
カル人材の育成に向けて能勢地域学校連携・一貫教育を充実させ、地域社会の創り手を
育成する。

② 生涯学習の推進

生涯学習推進指針に基づき、いつでも、誰でも、生涯にわたって「学び」の意欲に応じ

て学べるよう、生涯学習環境の整備に引き続き努めるとともに、住民の自主的・自発的学習活動の拠点となる場や機会の更なる拡充に向けて、今後の生涯学習施設のあり方について検討を進め、多世代が集まる施設について整備を進める。

また、読書活動においては、特に幼少期の愛着形成（アタッチメント）をはじめとする家庭教育の補完・支援の観点から、アウトリーチ型の読書活動推進を行い、乳幼児期から学齢期までの読書活動の充実に取り組む。

さらに、青少年の健全育成に向けては、学校・家庭・地域が連携し、一人ひとりの個性に応じて、学校外活動の充実を図り、体験学習の場や機会の提供に努めていくとともに、関係する各種団体等との連携協働により、心豊かな人格形成に資するよう引き続き取り組んでいく。

生涯スポーツは住民の健康増進と地域コミュニティ醸成の場づくりにつながるものであることから、スポーツ拠点施設の機能充実を図るとともに、様々なスポーツ教室やイベントを実施するなど、生涯スポーツの振興はもちろん、高齢者の健康寿命延伸につながる取組等を推進する。

様々な生涯学習機会の提供において、子どもや高齢者等の参加者が生涯学習の場集まる手段の確保について、既存の公共交通の活用や送迎手法等検討を進めていく。

目標	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
将来の夢や目標を持っている後期課程の生徒の割合	77.8% (全国平均 66.3%)	全国平均を上回る
「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」における肯定的回答率の全国平均との比較	前期課程 79.6% (全国平均 83.5%) 後期課程 72.3% (全国平均 76.1%)	全国平均を上回る
能勢ささゆり学園への転入者数	27 人	30 人 (令和 8 から 12 年度平均値)
能勢ささゆり学園の給食における農産物の地場産割合	10.25%	20.00%
生涯学習・スポーツの講座・イベント実施数 (町が支援を行う団体のイベント等含む)	128 件	128 件

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎 屋外運動場	義務教育学校校舎整備事業 義務教育学校屋内体操場整	能勢町	

	給食施設 スクールバス・ ボート その他	備事業		
		学校教育施設整備事業	能勢町	
		スクールバス等整備事業	能勢町	
		学校教育施設整備事業 (ICT 整備)	能勢町	
	(3)集会施設、 体育施設等 体育施設 その他			
		社会体育施設整備事業	能勢町	
		生涯学習センター整備事業 (図書室含む)	能勢町	
	(4)過疎地域持 続的発展特別事 業	スクールバス運行事業 体力づくり事業（食育）	能勢町 能勢町	スクールバ スの運行に より、通学 手段を確保 すること は、地域の 持続的な発 展に効果が ある。 地産地消の 取組を促進 する食育を はじめとす る体力づく りの取組は、 次代を担う 子どもの育 成に資する ことから、地 域の持続的 な発展に効 果がある。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「教育の振興」区分における公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

10 集落の整備

(1) 現状と問題点

本町は 44 の集落で構成され、各集落には区長をリーダーとする自治組織や消防団・体育連盟などが組織され、住民の高い自治意識と自立心によって、豊かなソーシャルキャピタルが育まれてきた。こうした温かな人間関係や地域のつながりは、住民がこの町で心豊かに健康で暮らし続けていくための源泉であり、地域づくりの資本になっている。一方で、生産年齢人口の減少・高齢化等により、集落運営の担い手が減少するとともに、高齢者福祉など今日的な地域課題が増加しており、従来の仕組みだけでは集落運営が立ち行かなくなりつつある。

こうした中で、地域における各種自治組織間の連携や再編による組織力の強化、さらには地域内外から多様な人材が集うことができる開かれた地域づくりの仕組みを作っていくことが大切になっている。

(2) その対策

集落における支え合い活動や交流の場づくりをはじめ、防災機能や地域福祉の向上に向けて、各区組織との情報連携や集落機能の強化に向けた取組を支援するとともに、旧小学校区単位など広域的な視点で地域づくりを考える仕組みづくりを検討する。

また、地域おこし協力隊制度等の活用並びにこうした人材や地域団体、企業、高校や大学など地域外部の主体を含めた多様なステークホルダーとの連携・協働を推進する体制の構築を推進し、地域の内発的発展や持続可能な人材サイクルの創出に取り組む。

目標	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
地域おこし協力隊員数（累計）【再掲】	5 人	10 人

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	協働事業交付金事業	能勢町	自治組織における協働の取組や集落運営の支援については、地域の持続的な発展に効果がある。
		集落運営支援事業	能勢町	

1 **(４) 公共施設等総合管理計画との整合**

2 「集落の整備」区分における公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及
3 び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切
4 かつ効率的な維持管理を行う。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現状と問題点

語りと三味線からなる「能勢の浄瑠璃（人形を持たない素浄瑠璃）」は江戸時代後期から地域に根付いた文化として継承され、国の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択されている。そして、この伝統芸能を守り伝え、次の時代への提案と発展のため、平成 10 年度に新たに人形を加え、人形浄瑠璃「鹿角座」（ろっかくざ）としても活動している。平成 18 年には「浄瑠璃の里文化振興条例」を制定し、浄瑠璃をはじめとする芸能・生活・産業・景観その他の分野において形成されてきた地域文化の振興に取り組んでいる。

また、本町には岩坪古墳をはじめとする古墳群、日本書紀に記された歌垣の伝承を伝える歌垣山、地黄城跡・名月姫の墓などの遺跡や伝承地、妙見山・月峰寺・野間神社・久佐々神社などの神社・寺院、能勢街道・丹州街道などの旧街道、国指定天然記念物の野間の大ケヤキなど歴史的な文化財が数多く残っている。更には、山辺の獅子舞や八坂神社のおんだ祭、亥の子など伝統的な行事も受け継がれている。

一方で、過疎化によって地域文化の担い手・創り手となる人材が減少しており、地域行事や地域住民と関わりを持とうとする多様な方々の縁をつないでいくことで新たな人材を確保していくことが必要である。

また、地域文化の保存・継承・創造に向けた活動や継承者の育成支援を行うとともに、町内住民はもとより、町外への発信機能を強化することで価値創造や地域への愛着や誇りの形成につなげていく必要がある。

(2) その対策

文化財の適切な保存とそのための支援及び活用の推進を図るとともに、有形・無形の文化財や歴史的資源をまちづくりに生かすことで人材育成や観光・産業振興につなげていく。

また、浄瑠璃に関する人材育成や各種公演の企画・開催などを通じて新たな価値を創造し、浄瑠璃をはじめとする文化のまちづくりを発展させる。

このほか、地域文化への理解と関心を高めるために、浄瑠璃シアター等を拠点として様々な舞台芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、地域住民等による文化芸術活動のサポートや場の提供を行う。

さらに、町内外に対して地域文化の見える化を図るため、看板や展示スペースの整備を行うなど地域文化の積極的な情報発信を行い、価値創造や地域への愛着や誇りの形成、関係人口（能勢ファン）の拡大に取り組む。

目標	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
浄瑠璃シアター来館者数	26,559 人	30,000 人

1 (3) 計画

2 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振興 施設等 地域文化振興施 設	浄るりシアター施設整備 事業	能勢町	
		けやき資料館整備事業	能勢町	
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業	地域文化保存・振興事業	能勢町	地域の文化 や文化財の 振興や保 存・活用に より、価値 創造や関係 人口の拡大 に資する取 組は、地域 の持続的な 発展に効果 がある。
		文化財保存・活用事業	能勢町	

3 (4) 公共施設等総合管理計画との整合

4 「地域文化の振興等」区分における公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の
5 現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿っ
6 た適切かつ効率的な維持管理を行う。

12 再生可能エネルギーの利用促進

(1) 現状と問題点

本町では令和3年に「ゼロカーボントウン」を宣言し、二酸化炭素排出削減に取り組んでいる。特に、令和2年度には民間事業者と共に地域エネルギー会社を設立し、再生可能エネルギー比率の高い電力を地域へ供給する取組を進めているほか、公共施設等の省エネ診断やPPAモデルの導入、地域への再生可能エネルギー導入に向けたゾーニング調査などに取り組んでいる。こうした再生可能エネルギーを軸としたまちづくりを推進することにより、令和3年度にSDGs未来都市に選定されている。

本町の豊かな自然や景観を保護しつつ、再生可能エネルギーの導入を積極的に進めるためには、その導入促進エリアを適切に誘導するとともに、公共施設等の屋根上等を有効活用し、太陽光パネルを設置していくことが必要になっている。なお、公共施設については、災害対応の観点と合わせて再生可能エネルギーの有効活用を検討していく必要がある。

また、町域の約8割を森林が占めており、森林吸収源の最大化を図るためには森林資源の循環利用を促進する必要がある。

さらには、住民の移動手段は自家用車が主となっていることから、輸送部門において脱炭素化を進めていく必要がある。

(2) その対策

「能勢町地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）」に基づき、ゼロカーボントウンと気候変動に適応した地域社会の実現に向けて取組を推進する。

また、地域エネルギー会社を核として、再生可能エネルギーの利用を高め、地域内でエネルギー・資金・経済・情報の好循環の創出を目指す。

再生可能エネルギーの拡大に向けては、ゾーニング調査の結果等を踏まえ、地域共生・地域裨益型の再生可能エネルギーの立地促進に取り組むとともに、エネルギーを無駄なく使うエネルギーマネジメントの実現を目指す。

森林資源の循環利用に向けては、地域産材の利用促進やエネルギー利用の検討、さらには都市部との連携による森林整備の推進やカーボンオフセットの仕組化等を通じて他地域にも貢献する森林管理と活用を推進する。

また、公共交通ネットワークの再構築による公共交通の利用促進や公用車等のEV化の促進、E-bike（電動機付き自転車）やカーシェアなどの新しい交通モードの導入検討や充電等に必要な施設整備等を行い、脱炭素化に向けた取組を推進する。

目標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
域内再生可能エネルギー 導入手量	14,319MWh (令和5年度)	18,000MWh

1 (3) 計画

2 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能 エネルギー の利用の促 進	(1)再生可能エネ ルギー利用施設	公共施設等太陽光発電 および蓄電設備等設置 事業	能勢町	
	(2)過疎地域持続 的発展特別事業	森林資源エネルギー利 用促進事業	能勢町	森林資源や 再生可能エ ネルギーの 利用促進に 取り組むこ とは、本町 の環境的な 強みの向上 に資するこ とから、地 域の持続的 な発展に効 果がある。
		脱炭素化推進事業	能勢町	

4 (4) 公共施設等総合管理計画との整合

「再生可能エネルギーの利用の促進」区分における公共施設等の整備や維持・管理につ
いては、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定め
る基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現状と問題点

① 効率的な行財政運営

人口減少等により、自主財源の根幹である町税は今後逡減していくため、財政規模の縮小に十分な留意が必要である。

歳出においては、社会保障関係費や長期債の償還など義務的経費の増加が見込まれる中、行政サービスを安定的に提供しつつ、デジタル改革の加速やグリーン社会の実現、地方創生の推進、子ども・子育てへの取組を重点的に推進するため財源を配分していかなければならない。併せて、多様化する行政ニーズに対応するための効率的な行政組織や複合化する課題に対して相乗効果を生み出す効果的な施策の実行が求められる。

また、新学校建設に始まった公共施設再編整備は、庁舎、消防庁舎等の建設を経て、町の基盤が整ったことにより新しい段階を迎える。今後とも行政活動に資する施設については、適切な維持管理を行い、計画的な更新や長寿命化を図ることにより、総コストの縮減に努める必要がある。

② パートナーシップによるまちづくりの推進

自治体経営に必要な財源や人口が減少する一方で、今日的な地域課題は増加しており行政サービスへのニーズは高まっている。

こうした中で、地域住民だけではなく、地域外部の協力者や民間企業、大学、NPO、自治体など様々な主体がつながり、異なる視点を取り入れながら協調することが、これからのまちづくりには不可欠である。

住民に最も身近な存在であり、地域の実情に精通する行政が多様な協力者をつなぐハブとなることで、町の課題解決や価値創造に取り組むことが必要になっている。

本町では、能勢分校との連携を推進することで、若者が地域の一員としてまちづくりに積極的に参画する機会を作るとともに、「能勢町健康長寿研究」では公・民・学連携により多様な協力者とともに実証研究を進めてきた。また、能勢町産材の利用促進や森林環境保全に向けた自治体間の協定を締結するなどパートナーシップの推進を図っている。

(2) その対策

① 効率的な行財政運営

新型コロナ対策やデジタル化の推進、グリーン社会の実現など時代の変化に的確に対応しつつ、適正で質の高い行政サービスの水準を確保するために歳出全般について徹底したワイズスペンディングを実行するとともに、ふるさと納税や地方創生応援税制の活用などにより歳入確保に向けた取組を推進する。

また、綿密な調査 (Survey)、計画の策定 (Plan)、実行 (Do)、分析 (Analysis)、町内及び町外へ共有 (Share) のサイクルによって、施策の推進を図っていく。

さらに、公共施設の適切な管理による維持管理コストの低減や未利用施設や余裕空間の利活用について民間活用等を推進し、地域の魅力向上や賑わい創出に取り組む。

そのほか、行政のデジタル化を踏まえた働き方改革や行政課題に柔軟かつ的確に対応できる組織づくりと職員の人材育成を推進する。

② パートナーシップによるまちづくりの推進

広報紙やホームページ、SNS 等を活用し、分かりやすい情報発信に取り組むとともに、住民や地域団体、企業など多様なステークホルダーとの情報共有や連携・協働を推進するプラットフォームを形成し、政策形成段階から住民等の参画を拡大することで、多様な主体とのパートナーシップを推進する。

また、公・民・学の連携を推進し、学術研究の推進を図るなど先進的でかつ実践的な人材育成や価値創造の「場」を創造することで、ユニークなまちづくりを推進し、住民福祉の向上を図る。

さらに、事務の共同処理やまちづくりの各分野における近隣自治体との連携をはじめ、フレンドシップ協定を締結する吹田市や森林環境保全に関する自治体間連携協定を締結する豊中市との連携など、持続可能な行政サービスの提供や活力ある地域づくりの実現に向けて自治体間のネットワークの充実・強化に取り組む。

目標	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
大学等との連携事業の件数 (累計)	9 件	15 件

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		広域連携事業	能勢町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「その他地域の持続的発展に関し必要な事項」区分における公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。